

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の  
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等

団体名：公益社団法人日本アイソトープ協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第2章	4頁2行目	「ニ 放射線業務従事者以外の者が管理区域に入る際の手順」は、行為の基準であり、2章の検査にはそぐわない。	拝承（行為基準について記載した第3章、p31に整理する）
2	第2章	4頁3行目	ホに記述の「みなし非管理区域」に関しては、行為の基準に該当する事項が主なため、第2章の検査にはそぐわない。	拝承（行為基準について記載した第3章、p31に整理する）
3	第2章	7頁～ (数か所)	法令条文で使用される文言は法令に合わせてどうか。 「き裂」→「亀裂」、「すき間」→「すきま」、「管理区域境界」→「管理区域の境界」	拝承（法令の文言に合わせるようにする）
4	第2章	20頁30行目	(2)6●：施設基準の検査で健康診断の結果の確認するのは適切ではない。	拝承 ・ 施設基準の検査において、健康診断の結果の記録の確認は実務的にも一般的とはいえないため、例示から削除する。
5	第2章	23頁21行目 24頁6行目	自動表示装置（へ5●）及びインターロック（ト3●）の動作確認が「必要な場合に」とあるが、安全機構の重要な点であることから必須とすべきである。	一部表記を修正 ・ 指摘の趣旨を踏まえ、自動表示装置・インターロックともに「必要な場合」→「検査において実作動させることが可能な状態にある場合」とする。
6	第3章	31頁～ (数か所)	法令条文で使用される文言は法令に合わせてどうか。 「保管場所」→「保管の場所」、「貯蔵施設に貯蔵能力」→「貯蔵施設の貯蔵能力」	拝承（法令の文言に合わせるようにし、誤記を修正）
7	第3章	33頁下から5行目	該当条文に倣い、冒頭に「放射性汚染物で、」を追記すべきである。	拝承
8	第3章	38頁	a、b：気体状、液体状それぞれの検査において、規則第14条の11第1項第4号ハ（iii）及び同項第5号イ	原案のとおり ・ P38において、規則第14条の11第1項第4号ハ（iii）及び同項第5号

			(iii) が除かれている。ほかの条文との整合から追加すべきである。	イ (iii) については、規制実務の実態に照らし、この規定を適用している例が皆無に近いため、記載を省略している。ちなみに、本ガイドの記載方針としても、P32 において「行為基準・・のうち、主なものを、・・法令の規定を一部要約・省略するなどして記載している」と記載している。
9	第3章	44 頁下から 2 行目	チ 2 ●: 作業室での放射線測定器の配備を求められていない。規則第 15 条第 8 号との整合から「作業室から退出するときの表面汚染の検査手順を確認する」とすべきである。	<p>拝承 (指摘の趣旨を踏まえて修正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他団体からも作業室での放射線測定器の配備について同種の意見があったため、「作業室の出入口付近に」の記載は削除する。</li> <li>・ なお、指摘の「表面汚染の検査手順」の確認については、p44 チの 1 つ目及び 3 つ目の ● に記載している。</li> </ul>
10	第3章	50 頁 15 行目	3) イ 3 ●: 各廃棄の濃度限度を超えていないことを健康診断の結果の記録から確認することは不可能なため、「健康診断の結果の記録」を削除すべきである。	<p>拝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃度限度遵守について、健康診断の結果の記録の確認は実務的にも一般的とはいえないため、例示から削除する。</li> </ul>
11	第3章	54 頁下から 2 行目	委託先の許可証を確認する必要があるか疑問である。委託先の許可内容の確認方法を確認とすべきである。	<p>拝承 (指摘のとおり記載を適正化する)</p>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の  
**第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等**

団体名：公益社団法人日本アイソトープ協会 放射線安全取扱部会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第2章	5頁28行目	「検査における視点等の例で「主要構造部等が耐火構造又は不燃材料で造られ維持されていることを確認する」とあるが、ガイドラインであり、例示なのであるから、どうやって又は何を確認するかを具現化して記載すべきではないか。 建築基準法関連法令の内容は法令の記載箇所だけ書けばよくここで条文の羅列は必要ない。受検する側は何が必要かという情報が欲しいわけであり、法令の規定をただ並べて「それに合致していることを確認する」だけでは指標にならないのではないか。	一部拝承（建築基準法の規定内容を引用した箇所について、記載を簡素化する） ・ 立入検査における施設基準適合義務の確認は、審査とは異なり、基本的には、既に許可を得ている施設が申請書に記載されたとおりに設置され、機能を維持していることを確認するものであるから、指摘されている検査事項の部分の書き方としては、原案のような書き方が多くなる点にご理解をいただきたい。 ・ なお、検査において、どうやって、どのような確認するかは、本指摘の検査事項の箇所ではなく、検査手法の所に記載し、ここに、どのような資料を確認するか等を例示しており、これにより、検査のために用意しておくことが望ましい資料等についてなるべく検査官及び受検者の予見性を確保するようにしている。 ・ なお、P6において建築基準法について記載した箇所は、記載が長い為、指摘を踏まえ、記載を簡潔にする。
2	第2章	13頁31行目	規則第14条の11第1項第4号口の条文をほぼそのまま記載して、途中いわゆる放射化物の部分だけを便宜的に「放射性同位元素」と言い換えて、その後の（注）でその部分の説明を入れているが、ここで説明が必要なものでもなく、条文をそのまま記載すれば良いだけの内容ではないか。	拝承 ・ 注が長く、あまり記載・字数の簡素化にもつながっていないため、指摘を踏まえ、注は記載せず、条文をそのまま書き込む形とする。
3	第3章	45頁27行目	「許可を受けた不純物を除去する機能を備えた装置」とあるが、これまでの解釈では「不純物を除去する機能を備えた合成装置により製造されたものであって・・・」との認識である。「不純物を除去する機能を備えた装置」とすべきではないか。	拝承 ・ ここで「許可を受けた」と記載していたのは、平成16年3月25日の規則改正により、規則第15条第1項10号の2の定める陽電子断層撮影用放射性同位元素の持ち出し基準の適用を受けるためには、変更許可を得る必要があるものとされていること（同日付原子力安全課放射線規制室長事務連絡参照）を意識したものであったが、許可を受けている者であることの確認は、p45又の一つ目の●で既に記載しており、ここで強いて重ねて「許可を受けた不純物・・・装置」と記載する必要はなく、

				また、この記載に対する意見として、左記と類似の意見を他の団体からも受けているため、「許可を受けた」は削除する。
4	第3章・ 第1節	46頁1 行目	<p>「陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与した生物及びその排出物にこれ以外の物が混入・付着することを防止し、7日間を超えて」を「当該陽電子断層撮影用放射性同位元素等以外の物の混入・付着することを防止し、7日間を超えて」へ変更する。</p> <p>理由は、他の箇所（40頁12行目など）と表記を統一するためである。</p> <p>加えて、「陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与した生物及びその排出物にこれ以外の物が混入・付着」という箇所だけを読まれると、「これ以外の物」の「これ」とは排出物のみであるという「誤解」を与えてしまう可能性がある。排「泄」物であれば、床敷などとの接触・付着・混入は避けられないと考える。</p>	<p>拝承（記載の適正化・表記の統一に係る意見と理解し、意見の趣旨に沿って修正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ただし、P46の検査手法の記載は、指摘のあるp40ではなく、p33最下行からp34の検査事項に対応して記載すべき部分であるため、p33最下行からp34の記載と表記の統一性を図るよう修正する。</li> <li>・ なお、指摘にあるp40の検査事項の記載は、p53の検査手法に対応するものであるため、指摘の趣旨を踏まえ、p40の記載を法令に合わせ、適正化した上で、p53の記載についても、修正後のp40と表記の統一性を図る。</li> </ul>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の  
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等

団体名：日本放射線安全管理学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第2章	4頁下から4行目	「法第10条第2項に基づく変更許可又は軽微変更」との記載があるが、軽微変更の根拠条文は、法第10条第5項ではないか。	<p>拝承（誤記修正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「法第10条第2項に基づく変更許可又は軽微変更」→「法第10条第2項に基づく変更許可又は法第10条第5項に基づく軽微変更」</li> </ul>
2	第2章	5頁18行目	浸水のおそれに関して、第三回では「確認の視点として示す内容は原案にて十分なものと考える」とありますが、地震の際の地下水への増加が考えられる場合の対応や近年その可能性が増加しているとされる内水面洪水への対応も重要になっていると考えられるので、ハザードマップなども活用した対策を確認することとしてはどうか。	<p>検査においてハザードマップ等を活用することはp21に記載しているが、最終とりまとめに向け、下記のようなハザードマップ等を参考にする理由や検査の視点等を、例えばFAQのような形で加筆予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そもそも、工場又は事業所は、社会通念上、地崩れや浸水のおそれの小さい場所で事業活動を行うという前提があるから、工場又は事業所は、その通常の事業活動を行うために必要な範囲で、その置かれた場所の状況（ハザードマップ等の情報もその一つ）も考慮していると理解している。</li> <li>また、RIの使用等も、工場又は事業所の事業活動の一部として行われるものであるから、RI規則がRI等の散逸・漏えいの防止を目的として、使用施設等の設置の場所について、「地崩れ及び浸水のおそれの小さい」こと（1号要件）を定めている目的・趣旨もまた、工場又は事業所が、その通常の事業活動を行うに当たり、上記のような社会通念上の前提を認識の上、RIの使用等をしようとしていることを確認する点にあることに変わりはなく、これを超える要求はしていない。</li> <li>「地崩れ及び浸水のおそれが少ない」という要件（1号要件）は、事業所等の立地の場所に係る要求ではなく、あくまでも使用施設等の設置場所について社会通念上の考慮を求めるものであるから、地崩れや浸水の可能性を示すものとして、事業所等の立地の場所にハザードマップ等に色が付いている場合であっても、そのことをもって1号要件を欠くことになるものではない。</li> <li>1号要件は、RIの使用等をするに当たっては、地崩れ及び浸水によるRIの散逸・漏</li> </ul>

				<p>えい等を防ぐ必要があるという観点から、使用施設等の設置場所について社会通念上の考慮を求めたものであり、それを超える極端な想定・対策等までを求めるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設基準の一つである 1 号要件の適合遵守義務の遵守を検査において確認するに当たっては、検査の時点における同義務の遵守状況が確認の対象となるため、検査の時点におけるハザードマップ等の情報を参考資料にすることとなるが、検査では、RI の散逸・漏えいの防止の観点から使用施設等の場所について、社会通念上必要な考慮がされていること（例えば、計画規模降雨による想定水位より高い場所にある使用施設で RI を使用すること等）が確認できればそれで良い。</li> <li>このような 1 号要件の趣旨に照らせば、通常は、検査において 1 号要件について施設基準適合義務違反が問題になることは極めて考えにくく、仮にあるとすれば、上記のような社会通念上の考慮を欠いた著しく極端な場合に限られる。</li> </ul>
3	第 2 章	7 頁 13 行目	仕上げ材の目地等のすきまの少ない構造とあるが、快適性も重要であり、扱う放射性物質の性質に合わせて柔軟に対応できるようになっているべきではないか。	<p>記載自体は原案のとおり（もっとも、指摘のような点は、検査では、許可された内容を前提に、そのとおりの機能が維持できているかを見ていく中で確認していく事項に含まれる）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘のような「快適性」や「扱う RI の性質に合わせた柔軟な対応」は、検査では、具体的に申請され、許可を受けた内容を前提に、そのとおりの機能が維持できているかを見ていく中で考慮する視点に含まれることとなる。しかしながら、指摘の「快適性」等は、申請内容に具体的に含まれない限りは、それ自体は抽象的な概念にとどまり、検査において、具体的申請内容を離れて使用者等について一般に広く当てはまる視点とまではいえず、また、これらを記載することにより、これらが申請内容を離れた検査における独立の視点であるかのような誤解を本ガイドの利用者に惹起するおそれもあるため、記載自体は原案のとおりとする。</li> </ul>
4	第 2 章	7 頁 34 行目	出入口とあるが、汚染拡大を防止する上では、動線は重ならないようにすべきであり、汚染検査室は出口付近に設けるのが良いのではないか。	<p>原案のとおりとする（この記載は、規則の条文をそのまま引用するものとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘の内容自体は理解できるが、ここは、RI 規則の条文が「出入口」となっているものをそのまま引用した箇所であるため原案のとおりとする（規則 14 条の 7 第 1 項 5 号参照）。</li> </ul>
5	第 2 章	8 頁 8 行目	比較的大量の放射性同位体を扱う場合には排水設備内での滞留に対しても対策を	<p>指摘の内容を排水設備の箇所（p15）に追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここ（p8）の記載は、あくまでも、排水設備についてではなく、汚染検査室の施設基</li> </ul>

			講じておくことが必要ではないか。	準として、排水設備への連結状態の維持が検査対象となることを述べたもの。指摘の内容は、排水設備の検査の際の視点であるから、ここではなく、排水設備の箇所 (p15) に追記する。
6	第2章	8頁33行目	インターロックに関して誤って人が中に留まったままで照射することのないような対策が講じられていることの確認も必要ではないか。	拝承 (左記のような点が検査における確認の視点になる場合を示した上で追記する)
7	第2章	審査ガイド9頁20行目に 関する意見	審査ガイド案のp9、20行目の「その構造、仕様等に係る図面又は説明書が添付され、それらにおいて必要な説明等が示されていないといけない。」に、「審査官は、必要な説明がなされたかどうかを、段階的なアプローチ (Graded Approach) の考え方も踏まえて適切に審査する。」を追加してはどうか。	左記意見を踏まえ、修正を検討 (ただし、左記意見は、検査ガイドではなく審査ガイドp9・20行目への意見であるため、審査ガイドへの意見として整理した) ・ 審査ガイドは、第1章の総則にも示しているとおり、許可申請に際して審査官が法第6条各号に適合していることを審査する際の確認の視点を取りまとめたものとしているところ、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の目的及び使用の方法については、それぞれの許可申請者において多種多様であることから、実際の審査に当たっては、放射線施設の状況等も含め、申請内容を踏まえて確認することとなる。 ・ 左記意見を参考に、上述の趣旨が分かるような記載を追加すること及びその記載の箇所を含め、検討する。
8	第2章	10頁6行目	「再利用する予定がなく・・・」は「再使用する予定がなく・・・」ではないか。「再利用」と「再使用」を適切に区別して使っていただきたい。	拝承 (誤記修正) ・ 「再利用」→「再使用」と修正
9	第2章	20頁9行目	「ロ 「みなし非管理区域」への立入りに関する記録」との記載があるが、当該条文は当該区域への立入りだけでなく場所の測定等の確認方法についても規定されているため、「立入り」という表現は不適切ではないか。	拝承 ・ 指摘を踏まえ、立入り以外のものも含むよう記載を適正化する。
10	第2章	22頁26-27行目	更衣設備に付帯する装備の例示として、「例えば、上着、帽子、手袋、靴下及び履物等」とあるが、放射線施設では、帽	拝承 ・ 指摘のとおり放射線施設においては、帽子、靴下の配備の例は多くないので、例からは除外する。

			子の着用や靴下の履き替えは一般的ではないので、例示から削除すべきではないか。	
11	第2章	24頁1行目	「扉を解放」とあるが、「扉を開放」の誤りだと思われる。	拝承（誤記を修正）
12	第3章	34頁下から13行目	「当分の間、・・・第三種放射線取扱主任者免状を有する者又は電離放射線障害防止規則第52条の2のガンマ線透過撮影作業主任者の指示の下に行うことができる。」とあり、平成17年の事務連絡では、当分の間とは、施行後5年間を想定している旨の記載があるが、見直しは行わないのか。	一部加筆・修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>法令上は、このような附則の規定がまだ残っていることを紹介しつつ、検査実務においては、この附則の規定ではなく、則15条1項10号の4に基づき、放射線取扱主任者免状のを有する者の指示の下で行っていることを確認することを基本とする旨の注記を加える。</li> <li>なお、法令上残ったままになっているこの附則の規定については、今後の規則改正の機会に削除を検討していくこととしたい。</li> </ul>
13	第3章	40頁15行目	「当該陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が1を下回る事が確実な期間まで保管を求めるとあるが、他の核種も含まれ、また、確実にゼロになるまで管理を求めるとするのは、合理性に欠くので見直した運用としてはどうか。	原案の記載は規則条文をそのまま引用したものであるため原案のとおりとする（指摘のような変更をする場合は、運用でなく、規則・告示の改正を要する） <ul style="list-style-type: none"> <li>検査ガイドは、あくまでも規則の規定の範囲内で認められる検査事項・検査方法について述べるものであり、指摘部分の記載は、規則の条文をそのまま引用したものである。左記指摘のような変更は、これをしようとするれば、運用にとどまらず、規則・告示の改正まで要する事項であるから、記載は原案のとおりとする。</li> <li>もっとも、このいわゆる7日間ルールについては、適用対象核種を拡大することの可能性や、「原子の数が1を下回ることが確実な期間」という現在の規制方針を変更することの可能性について、学会等において、より合理的な規制の在り方を模索する議論がされ始めていることは承知している。左記指摘のような規則・告示ができるかどうかについては、学会等における議論等も踏まえつつ当方としても今後の課題と認識している。</li> </ul>
14	第3章	44頁24行目	作業室内での飲食に関して国際的な考え方に従い、状況に応じた管理が行われているかどうかを確認することとしてはどうか。	原案のとおりとする（指摘のような確認を認めるには、規則改正を要し、検査ガイドの記載により対処できる事項ではない） <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の規則では、RIの経口摂取や吸入摂取の防止を目的とし、密封されていないRIを使用する際に設けることとしている作業室においては、摂取等のおそれが比較的高いため、一律にこれを禁じている。仮に、指摘のような「状況に応じた管理」を容認す</li> </ul>



				るとすれば、少なくとも検査ガイドではなく、規則において、作業室内であっても、どのような要件を満たす場合なら摂取等のおそれが小さいものとして飲食等を容認できるかを場合分けして定める必要があるものと考えている。
15	第3章	45頁35行目	連続供給核種においては、「一日最大使用数量」ではない概念を用いるのが良いのではないか。	<p>原案のとおり（指摘のような新たな概念を用いることは、規則改正を要し、検査ガイドの記載により対処できる事項ではない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の規則においては、一日最大使用数量が数量告示で定める数量以下であることは、「不純物を除去する機能を備えた装置による製造・・・」などとともに、陽電子断層撮影用放射性同位元素の定義の一部となっており、規則第15条第1項10号の2の定める陽電子断層撮影用放射性同位元素の持ち出し基準の適用を受けるために変更許可を得る際の前提にもなっている事項である。このため、現在の法令の下では、検査において、変更許可の前提事項となっている一日最大使用数量について、確認することは必要である。</li> <li>・ なお、検査ガイドは、あくまでも、現時点での規則の内容を前提に記載すべきものである。現在の法令において定義されていない「連続供給核種」や、現在の法令において「陽電子断層撮影用放射性同位元素」の定義の一部にもなっている「一日最大使用数量」に代わる別の概念を検査において用いようとする場合には、検査ガイドではなく規則の改正による対処が必要になる。</li> </ul>
16	全体		全体として、「施工図面」「成績証明書」等、これまでの立入検査で準備を要求されていない書類が多く、半日から1日程度で確認できる分量をはるかに超えており、合理性に欠けるのではないか。立入検査の際には事前に検査項目を伝えるなどして、不必要な書類を過剰に準備することのないようにしていただきたい。	<p>原案のとおり（ただし、指摘内容は、検査ガイドを用いた検査の運用において留意する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「施工図面」や「成績証明書」は、あくまで例示として示しており、かつ、これらがある場合に確認することがあるという観点から記載しているもの。</li> <li>・ もっとも、検査を受ける事業所等における受検の準備について、不合理な過重負担を課すことがないようにする必要がある点や、検査の通知や通知から検査までの日数調整の工夫等、当方としても合理的な検査に努める。</li> </ul>

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の  
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等

団体名：公益社団法人 日本放射線技術学会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1			前回までの意見聴取において、意見に対する規制の回答として「御意見を踏まえ修正・検討(御意見を踏まえ、例示する内容を見直します。)」とあるが、修正案を確認するにはどうすれば良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでガイドの部分ごとに行ってきた4回の意見聴取で左記のように回答したのも含め、4回分の意見聴取を踏まえて修正を反映した全体版をパブリックコメント案として提示することを予定している。</li> </ul>
2	第2章	3頁20行目	<p>「・・・を踏まえた上で、点検の対象とする放射線施設等を定め」</p> <p>この記述は、すべての放射線施設を点検対象とする必要がないような印象を持つが、それでよいのか？「・・・を踏まえた上で、点検の項目、手順を定め」とした方がよいのでは。</p>	<p>拝承（修正案のとおり修正）</p>
3	第2章	3頁28行目	<p>「下記イ～ホの事項が放射線障害予防規程又はその下部規程に定められていることを確認することが主な検査対象事項の例となる。」</p> <p>あらかじめ届出た放射線障害予防規程に規定された運用が行われているかどうかを検査対象であり、<u>放射線障害予防規程の内容自体が立入検査での検査対象事項となるのはおかしい。</u></p> <p>例えば、第3回意見聴取の資料2、29頁では「立入検査を行う前に、使用者等が届け出た放射線障害予防規程をあらかじめ確認しておき、立入検査においては、主に下記の点を確認することを検査事項とする。</p>	<p>指摘の趣旨を反映するよう修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回意見聴取で示した記載と整合するよう、予防規程に記載があるかどうかは検査前に確認しておく事項であることを明確にし、立入検査においては、下部規程の記載や、予防規程又はその下部規程に記載されたとおりに運用されていることを確認することが検査事項となる点を明確にする。</li> </ul>

			イ 放射線障害予防規程(その下部規程を含む。)に定められた危険時の措置(応急の措置)を講じるための組織体制・手順が、立入検査を通じて把握した使用者等の事業所等の規模及び実態に照らし、 <u>適当であること。</u> 』とされており、今回のガイド案とは一貫性がない。	
4	第2章	4頁2行目	ニ <u>放射線業務従事者以外の者が管理区域内に入る際の手順</u> この手順については 規則第15条第1項第12号 放射線業務従事者の指示に従わせること 規則第21条の2 教育訓練を行うこと と考えるとよいのか?	そのように考えて良い
5	第2章	4頁25行目	「なお、立入検査は、 <u>特定の放射線施設の特定の施設基準への適合義務の遵守状況を確認することのみを目的として実施する場合もある。</u> 」 法令の条文には、 <u>特定の施設基準</u> という文言は見当たらないが、 <u>特定の放射線施設の特定の施設基準</u> とは具体的に何を指すのですか。	P4(2)の見出しに合わせ「特定の」→「個別の」に修正 ・ P4(2)で「特定の施設基準」と記載したのは、施設基準適合義務の遵守の確認は、p3(1)に記載した組織体制・手順の確認という方法でも可能であるが、(2)②1)～5)に記載した使用施設の基準等の個別の施設基準への適合を直接的に確認する方法もあることを踏まえ、これら5つの施設基準を意味するものとして用いているが、「特定」の用語は、「特定許可使用」や「特定放射性同位元素」等の法令用語を連想させ、誤解を惹起するおそれもあるため、(2)の見出しに合わせ、「特定の」→「個別の」に修正する。
6	第2章	5頁22行目	一般的な使用者において「地崩れや浸水のおそれが少ない状態に変化を与えるほどの状態」を確認する手法とは? 規制側が求める具体的な手法を記述した方がよい。 また、変化があった場合には再度の許可申請になるのでしょうか?	検査においてハザードマップ等を活用することはp21に記載しているが、最終とりまとめに向け、下記のようなハザードマップ等を参考に理由や検査の視点等を、例えばFAQ等の形で加筆予定(意見21への回答に同旨) ・ そもそも、工場又は事業所は、社会通念上、地崩れや浸水のおそれの小さい場所で事業活動を行うという前提があるから、工場又は事業所は、その通常の事業活動を行うために必要な範囲で、その置かれた場所の状況(ハザードマップ等の情報もその一つ)も考慮していると理解している。

				<ul style="list-style-type: none"> <li>また、RI の使用等も、工場又は事業所の事業活動の一部として行われるものであるから、RI 規則がRI 等の散逸・漏えいの防止を目的として、使用施設等の設置場所について、「地崩れ及び浸水のおそれの小さい」こと（1号要件）を定めている目的・趣旨もまた、工場又は事業所が、その通常の事業活動を行うに当たり、上記のような社会通念上の前提を認識の上、RI の使用等をしようとしていることを確認する点にあることに変わりはなく、これを超える要求はしていない。</li> <li>「地崩れ及び浸水のおそれが少ない」という要件（1号要件）は、事業所等の立地の場所に係る要求ではなく、あくまでも使用施設等の設置場所について社会通念上の考慮を求めるものであるから、地崩れや浸水の可能性を示すものとして、事業所等の立地の場所にハザードマップ等に色が付いている場合であっても、そのことをもって1号要件を欠くことになるものではない。</li> <li>1号要件は、RI の使用等をするに当たっては、地崩れ及び浸水によるRI の散逸・漏えい等を防ぐ必要があるという観点から、使用施設等の設置場所について社会通念上の考慮を求めたものであり、それを超える極端な想定・対策等までを求めものではない。</li> <li>施設基準の一つである1号要件の適合遵守義務の遵守を検査において確認するに当たっては、検査の時点における同義務の遵守状況が確認の対象となるため、検査の時点における最新のハザードマップ等の情報を参考資料にすることとなるが、検査では、RI の散逸・漏えいの防止の観点から使用施設等の場所について、社会通念上必要な考慮がされていること（例えば、計画規模降雨による想定水位より高い場所にある使用施設でRI を使用すること等）が確認できればそれで良い。</li> <li>このような1号要件の趣旨に照らせば、通常は、検査において1号要件について施設基準適合義務違反が問題になることは極めて考えにくく、仮にあるとすれば、上記のような社会通念上の考慮を欠いた著しく極端な場合に限られる。</li> </ul>
7	第2章	6頁33行 目	「病院又は診療所(介護保険法で定める介護老人保健施設を除く。)の病室」 は本来	<p>指摘を踏まえ、記載を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指摘の部分は、正確には、告示において、「病院若しくは診療所(介護保険法・の介護老人保健施設を除く。)の病室又は・介護医療院の療養室」とされてい</li> </ul>

			<p>「病院若しくは診療所(介護保険法の介護老人保健施設を除く。)の病室又は介護医療院の療養室」と思われる。</p> <p>もしくは「病院又は診療所の病室等」という略称を用いるのではなかったか？(第2回意見聴取議事録より)</p> <p>また、これら略称については、当ガイドの巻頭に整理されるのでしょうか？</p> <p>「病院又は診療所・・・」は告示どおりに「病院若しくは診療所・・・」とした方がよいのでは。(他にも数箇所あり)</p>	<p>るところ、告示のとおり記載する又は審査ガイドと同じく、第2回意見聴取議事録にもあるように、巻頭に略語の定義を置いた上で、「病院又は診療所の病室等」とするようになりたい。</p>
8	第2章	7頁7行目	<p>病院又は診療所の病室の位置関係や境界に変更がないことを確認する。</p> <p>とあるが</p> <p>病室の位置関係や境界と連続して記述すると、境界は病室に係るのでわかりにくい、「病室の位置関係、事業所の境界」とすべきではないか。</p>	<p>指摘を踏まえ、記載を修正</p>
9	第2章	7頁9行目	<p>「非密封の放射性同位元素の使用をする場合に、・・・」</p> <p>とあるが</p> <p>「密封されていない放射性同位元素」</p> <p>施行規則、審査ガイド案との統一(他にも数箇所あり)</p>	<p>指摘を踏まえ、記載を修正(法令上の記載に合わず)</p>
10	第2章	7頁3行目	<p>また、遮蔽物の機能に支障をきたす原因となるき裂・剥離等がないことを確認する。</p> <p>施行規則では</p> <p>き裂→亀裂(他にも数箇所あります)</p> <p>剥離→損傷(他にも数箇所あります)</p> <p>と記載されている。</p>	<p>指摘を踏まえ、記載を修正(法令上の記載に合わず)</p>

11	第2章	7頁26行 目	連結部分にすき間又は液体の漏えいの痕跡がないかにも注意する。 施行規則では すき間→すきま（他にも数力所あります） と記載されている。	指摘を踏まえ、記載を修正（法令上の記載に合致す）
12	第2章	8頁30行 目	「実際にどの時点からどの時点までの間において表示を行うようになっているのかが一致することを確認する。」 とありますが、今後の立入検査時には確認をするのですか。表示するまでの許容される時間は何秒となりますか。	原案のとおり ・ この記載は、許可を得ている施設の申請書においては、実際に、どの時点からどの時点までの間において表示するかを記載する実務が定着していることから、そのとおりの機能が維持されていることを確認する趣旨で記載している。 ・ なお、規則上、表示までの許容時間を何秒と数値的に定めたものではなく、自動表示させる目的は、使用している状態を表示により知らせ、その間の人の出入りを抑制することにあるから、この目的が達成されていることを申請書の記載とも照らして確認していく。
13	第2章	10頁6行 目	「また、放射化物保管設備が、放射化物のうち、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として再び用いるものを保管するものとして設置され、 <u>再利用</u> する予定がなく廃棄しようとする放射化物・・・」 とあります。 放射化物に関する事務連絡では、「再使用」となっています。“再使用”と“再利用”では全く違うこととなります。	指摘を踏まえ、記載を修正 ・ 「再利用」→「再使用」に修正する。
14	第2章	10頁7行 目	「外部との区画状況」については、外部から容易に侵入することを防止する機能が維持されているかどうか <u>に注意する</u> 。 とあります。 「に注意する」ではなく「を確認する」ではないですか。	指摘を踏まえ、記載を修正 ・ 「に注意する」→「を確認する」に修正する。
15	第2章	10頁9行	「閉鎖のための設備又は器具」については、施錠	指摘を踏まえ、記載を修正

		目	等が確実にできる機能が維持されているかどうか <u>に注意する。</u> 「に注意する」ではなく「を確認する」ではないですか。	・ 「に注意する」→「を確認する」に修正する。
16	第2章	10頁18行 目	「リ <u>管理区域境界</u> における柵等の設置（規則第14条の7第1項第8号） <u>管理区域の境界に、柵等の人がみだりに立ち入らないようにするための施設が設けられていること。</u> 」 規則では <u>管理区域の境界</u> と記述されている。統一したほうがよい。（他にも幾つかあります。）	指摘を踏まえ、記載を修正 ・ 「管理区域境界」→「管理区域の境界」に修正する（規則上の記載振りに合わせる。）。
17	第2章	12頁20行 目 全般	現場の保管状況において、転倒又は落下物による破損のおそれがあるか等に <u>留意する。</u> 立入り検査において 「確認」ではなく、「留意」でよいか？また、「注意」「把握」との違いは？	指摘を踏まえ、記載を修正 ・ 「に留意する」→「を確認する」に修正する。 ・ 「確認」、「留意」、「注意」、「把握」等の表現振りについては、最終的に取りまとめる段階で、「確認」の文言を用いることを原則とし、表記をなるべく統一するが、「確認」の語を使うことで、「確認し、・・・であることを確認する」のように繰り返し表現になってしまい、却ってわかりにくくなるような場合には、「把握し、・・・確認する」のような表現振りを用いることとしたい。また、検査において直接的に確認する事項でなく、確認をするに当たり考慮に入れることが必要な事情や事項について述べる場合には、「注意」でなく「留意」の文言を用いるようにしたい。
18	第2章	17頁19行 目	保管廃棄設備が、 <u>放射化物のうち、放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として再び用いるものを保管するものとして設置される放射化物保管設備と明確に区別されていることを確認する必要がある。</u> とあります。 放射化物に関する事務連絡では 放射化物であって放射線発生装置を構成する機	提案のあった表現振りに修正する。

			器又は遮蔽体として用いるものと記述されています。 確認する必要がある→確認する	
19	第2章	18頁13行目	「立入検査においては、施設の維持・管理の組織体制に係る具体的な事項が放射線障害予防規程の下部規程又は内規等に定められている場合、その内容を確認することにより・・・」 これ以降、定められている場合という記述が多く見られるが、この書きぶりでは、必ずしも定めることを求めている、定められていない場合は確認しない、と受け取れるが、その解釈でよろしいか？	おおむね左記のような理解で良い。 ・ あえて「定められている場合」と記載しているのは、法令上は具体的に要求してはならず、予防規程ガイド等において具体的な例として推奨されている又は定めている事業所等が比較的多い事項について、定めることが法律上の義務であるかのような誤解を惹起しないようにするためである。そのような事項については、予防規程（下部規程や内規等を含む）に定められていなくても法令違反になるものではなく、p18の16行目にも記載しているように、関係者への聴取等の手段により、何らかの組織体制が確保されていることが確認できればそれでよい。
20	第2章	20頁30行目	健康診断の結果の記録（規則第22条第2項）の確認 と記載があるが、電離則の電離放射線健康診断個人票を代用することでも構わないか？ 健康診断の結果の記録については、第1回意見聴取で詳しく行われているが、ガイド案の定義では「問診とは医師が口頭で受診者に健康状態を尋ね、それによって健康状態を診ることをいう。」とされている。 電離則の場合「問診」とは規定されていないが、構わないか？	・ RI規則の求める健康診断と電離則の求める健康診断の内容は極めて類似しており、これまでの立入検査においても、RI規則において求められている健康診断と同様のものを行ったことを示す電離放射線健康診断個人票をRI規則の健康診断としても位置付けて提示している事業所等もあり、今後ともそれでよい。 ・ なお、「問診」は、疾病の治療・予防等を目的として、医師が、医学の専門的な知識に基づいて、生理上又は保健衛生上危険を生ずるおそれのある事項について判断する際の基礎とするために、症状・病歴等を尋ねる診察行為の一種とされている（昭和47年12月6日東京高裁判決等参照、第1回意見聴取の「問診」の記載はこれに改める。）。電離則の場合、指摘のとおり、「問診」と明示まではしていないが、電離則に基づき健康診断の一項目として行うものとされている被ばく歴の有無の調査も、医師が上記のような観点から行っているのであれば、RI規則の問診にも該当すると考えられる。
21	第2章	21頁11行目	変化がないかを関係者への聴取又は巡視により把握する。申請書に地方公共団体の作成した最新のハザードマップ等が添付されている場合は、これを参考資料にする。 とあります。 ・申請時のハザードマップ添付はどの法令条文中	検査においてハザードマップ等を活用することはp21に記載しているが、最終とりまとめに向け、下記のようなハザードマップ等を参考に理由や検査の視点等を、例えばFAQ等の形で加筆予定（意見6への回答に同旨） ・ 許可（変更許可）の申請の際、ハザードマップ等の添付を義務として求めている規定はないが、最近の審査実務においては、添付を依頼し、協力をしていただい



			<p>求められているのですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可の判断材料になるのですか？</li> <li>・ハザードマップは地域の状況、新たな知見に応じて書き換えられると考えます。許可申請時に最新であっても立入検査時には改訂されているという場合の対応はどうなりますか。再度の許可申請等の対応もあり得るのですか？</li> </ul>	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そもそも、工場又は事業所は、社会通念上、地崩れや浸水のおそれの小さい場所で事業活動を行うという前提があるから、工場又は事業所は、その通常の事業活動を行うために必要な範囲で、その置かれた場所の状況（ハザードマップ等の情報もその一つ）も考慮していると理解している。</li> <li>・また、RI の使用等も、工場又は事業所の事業活動の一部として行われるものであるから、RI 規則がRI 等の散逸・漏えいの防止を目的として、使用施設等の設置場所について、「地崩れ及び浸水のおそれの小さい」こと（1号要件）を定めている目的・趣旨もまた、工場又は事業所が、その通常の事業活動を行うに当たり、上記のような社会通念上の前提を認識の上、RI の使用等をしようとしていることを確認する点にあることに変わりはなく、これを超える要求はしていない。</li> <li>・審査（検査）において1号要件の充足（同号要件の遵守状況）を確認するに当たっては、審査（検査）の時点における最新のハザードマップ等の情報を参考資料にすることとなるが、審査（検査）では、RI の散逸・漏えいの防止の観点から使用施設等の設置場所について、社会通念上必要な考慮がされていること（例えば、計画規模降雨による想定水位より高い場所にある使用施設でRI を使用すること等）が確認できればそれで良い。</li> <li>✓ このような点を踏まえ、今回提示した案の「申請書に・最新のハザードマップ等が添付されている場合は、これを参考資料にする。」→「検査を行う場合には、放射線検査官は、その時点における最新のハザードマップ等の情報をあらかじめ確認しておき、これを参考資料にする。」に修正する。</li> <li>・なお、護岸工事やハザードマップ等の改訂が行われるたびに変更許可申請を行う必要はなく、次に変更許可申請を行う機会をとらえて、申請時点で最新のハザードマップ等を申請書に添付の上、その情報を踏まえた上で、使用施設等の設置場所について、社会通念上の考慮をしていることについて記載するのが適当であると考える。</li> </ul>
22	第2章	23頁12行目	<p>「放射性同位元素又は放射線発生装置の使用開始（例えば、駆動スイッチを入れる）と同時に「使用中」の文字が表示される仕組みになっているも</p>	<p>例示の記載を修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「使用する場合に」という規定については、どのような状態をもって使用中であるとするかについて、法令上は特に定義がなく、これまでの規制実務においても、</li> </ul>

			<p>のが一般的であるが、・・・」 と記述されている。 自動表示装置は放射線の発生とともに表示されるもので、一般的には「照射中」が多いと思います。 この文章でいう使用開始（例えば、駆動スイッチを入れる）というのは、装置の電源を投入することを指していると思われ、その時点では放射線は照射されないで、ここでいう自動表示装置に該当しない。</p>	<p>どの時点からどの時点までを「使用する場合」に該当するとするかは、申請者が申請書において決めることができるようにしている。 これまでの規制実務では、電源が投入されている状態を「使用する場合」としているもの又は指摘のように、放射線が照射されている状態を「使用する場合」としているものの2つが申請例として比較的多いため、指摘も踏まえ、後者のものも例示として追記するように修正する。</p>
23	第3章	32 頁 4 行 目	<p>特定の行為基準の遵守状況を確認するよりも、直接的に、<u>特定の行為基準の遵守状況を確認</u>ことが、検査の目的に適う。 となっています。 何を言いたいのか理解できません。「特定の行為基準」とは何をさすか具体例をお示しください。</p>	<p>意見5への回答と連動し、また、p31(2)の見出しと整合をとり、「特定の」→「個別の」に修正 ・ P31のII. は、(1)も(2)も、使用・保管・廃棄の行為基準の遵守を確認するための検査事項を記載しているが、(1)は、直接的には組織体制及び手順があることを確認することにより、行為基準の遵守を確認する場合の検査事項を記載し、(2)においては、個別の3つの行為基準を遵守しているかを個別の行為基準に照らし、直接的に確認する場合の検査事項を記載している(p31~32参照)。 (2)で「特定の行為基準」と記載したものは、p32、35、37にそれぞれ記載した、①使用、②保管、③廃棄の基準を意味するものとして記載していたところであるが、「特定」の用語は、「特定許可使用」や「特定放射性同位元素」等の法令用語を連想させるおそれがあるため、p31の(2)の見出しに合わせ、「特定の」→「個別の」に修正する。</p>

24	第3章	33 頁下 1 行目～34 頁4行目まで	<p>陽電子断層撮影用放射性同位元素を人以外の生物に投与した場合に、当該生物及びその排出物については、投与された陽電子断層撮影用放射性同位元素の原子の数が1を下回ることが確実な期間（7日間）を超えて保管した後でなければ、管理区域から持ち出さないこととあります。</p> <p>これは投与した放射性同位元素に不純物がないことが前提であり、不純物を除去する装置を備え、1年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が維持されているかの点検を行っていただければならないはずですが、そのことを明記する必要はないですか？</p>	<p>原案のとおりとする（検査手法の場所に記載済のため）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指摘の内容自体は正しい。</li> <li>・ ただし、指摘にもあるように、「不純物を除去する装置を備え、1年を超えない期間ごとに不純物を除去する機能が維持されているかの点検」をしていることの確認は、行為基準それ自体というよりは、その前提になるものであるため、検査事項を記載したp33はなるべく規則の条文に即して書き、指摘の点は、検査手法について記載したP45 又の二つ目の●において記載している。</li> </ul>
25	第3章	37 頁 8 行目	<p>放射化物のうち、再び放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いるものの保管・・・とあります。</p> <p>放射化物であって と言うように施行規則と同じ表現にしてはどうか。</p>	<p>拝承（法令上の記載に合わせる）</p>
26	第3章	43 頁 19 行目	<p>ロ（2）①ハ（密封された放射性同位元素の使用における密封の維持）について 例えば、密封線源のカプセルの仕様書等の確認又は密封線源の取扱方法を関係者に聴取すること等により密封線源の密封の状態を把握する。とあります。</p> <p>「密封された放射性同位元素」と「密封線源」が混在している、法に沿った表現に統一してはどうか。</p>	<p>拝承（法令上の記載に合わせる）</p> <p>「密封線源」→「密封された放射性同位元素」とする。</p>
27	第3章	45 頁 36 行目	<p>45頁22行目に「陽電子断層撮影用放射性同位元素を人以外の生物に投与した場合における・・・」とある。一方、45頁最終行の項目には「陽電子断層撮影用放射性同位元素を投与し</p>	<p>拝承（指摘の趣旨に沿い、記載の適正化）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P45 最終行からの検査手法の記載は、p33 最下行から p34 の検査事項に対応して記載すべき部分であるため、p33 最下行から p34 の記載と表記の統一性を図るよう修正する。</li> </ul>

		<p>た生物及びその排出物・・・」と記載されている。この表記だとこの項目については人も含めた生物とその排泄物と解釈される恐れはないか？こちらも『人以外の生物』とした方が良いのではないか？</p>	
--	--	---	--

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の  
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等

団体名：一般社団法人日本非破壊検査工業会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第2章	5頁18行目	<p>周囲の状況についてその範囲をご教授願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所敷地外の地盤形状が変化した。道路等ができたなど・・・</li> <li>・事業所内で新たな建物ができた。(放射線施設とは別の場所)</li> </ul> <p>など放射線施設とは直接関係しない部分について変更許可申請の必要性とそのタイミングについてご教授願います。</p>	<p>【周囲の状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P5の例示において「周囲の状況」と記載しているのは、「地崩れ及び浸水のおそれ」に影響を与える原因となり得る程度の距離関係にある状況という程度の定性的な意味で用いており、Om以内という一律の定量的な距離を想定しているものではない。</li> <li>・ そもそも、工場又は事業所は、社会通念上、地崩れや浸水のおそれの小さい場所で事業活動を行うという前提があるから、工場又は事業所は、その通常の事業活動を行うために必要な範囲で、その置かれた場所の状況(ハザードマップ等の情報もその一つ)も考慮していると理解している。</li> <li>・ また、RIの使用等も、工場又は事業所の事業活動の一部として行われるものであるから、RI規則がRI等の散逸・漏えいの防止を目的として、使用施設等の設置場所について、「地崩れ及び浸水のおそれの小さい」ことを定めている目的・趣旨もまた、工場又は事業所が、その通常の事業活動を行うに当たり、上記のような社会通念上の前提を認識の上、RIの使用等をしようとしていることを確認する点にあることに変わりはなく、これを超える要求はしていない。</li> </ul> <p>【周囲の状況の変化と変更許可の可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周辺の地盤形状の変化や周辺における河川の護岸工事等が行われることにより、ハザードマップ等の情報に変化を生じることがあり得るが、そもそも、使用者等は、工場又は事業所として社会的活動をする上で、社会通念上必要な範囲の人身の安全や財産の保全等について、ハザードマップ等の情報も考慮しながら日常的な事業活動を行っているものと考えており、検査では、使用施設等の設置場所について、このような社会通念に照らした考慮が、RIの散逸・漏えいの防止の観点から行われていることを確認できればそれで足りる。</li> <li>・ 護岸工事やハザードマップ等の改訂が行われるたびに変更許可申請を行う必要はなく、次に変更許可申請を行う機会をとらえて、申請時点で最新のハザードマップ等を</li> </ul>

				申請書に添付の上、その情報を踏まえた上で、使用施設等の設置場所について社会通念上の考慮をしていることについて記載するのが適当であるとする。
2	第2章	5頁18行目	周囲の状況が、地崩れ等が発生したが、復旧工事等を経て元に戻った場合など。 堤防の決壊等で浸水したが、堤防の復旧によって浸水のおそれが元に戻ったケースが考えられる。この場合は、状態に変化がないと考えて良いのか考え方をご教授願います。	検査の時点において、左記のような改善された状況がある場合には、「地崩れ及び浸水のおそれが少ない」状態にあるものとする。
3	第2章	21頁12行目	地方公共団体の作成した最新のハザードマップ等とありますが、地崩れや浸水の恐れが示されている場合は、土留めや堤防の設置や高台での設置などの対策を講ずることで対策すること可能でしょうか？	左記のような場合も、「地崩れ及び浸水のおそれが小さい」状態を確認するものとなる。 ・ もっとも、検査では、RIの散逸・漏えいの防止の観点から使用施設等の場所について、あくまでも社会通念上必要な考慮がされていることが確認できればそれで足りるので、堤防の設置等の大規模な工事によらずとも、例えば、使用施設の設置場所を高い場所に移す程度で足りる場合が多いものと考えられる。
4	第3章	35頁7行目	「探査」とあるが、「線源の状態の確認」とした方が分かりやすいのでは。	拝承（平易な記載に修正）
5	第3章	43頁19行目	非破壊検査のように線源容器外に取り出して使用する場合、線源に対する振動や衝撃を受ける可能性が高い。ただし、使用される線源は、線源ホルダー等で保護された状態で使用されるため、パンク等の可能性は低い。また、装置内に装着されている場合は、更にその可能性は低いと考えられる。 密封線源であるため、通常は、汚染密度は測定されないが、非破壊検査装置等では、線源が伝送管などの案内管などで誘導される。使用後その場所の空間線量率の異常の有無を測定しており、その記録により線源の密封の異常を判定することになる。 そのことから、空間線量率の大きな変化が無いことにより判定する方法が有効であるとする。	拝承（提案のあったものを例示として追記） ・ 指摘を踏まえ、密封状態の維持を確認する手法としてより適切な例示として、空間線量率の大きな変化が無いことにより判定する方法を記載するようにする。

6	第3章	48頁23行 目	<p>第10条の6項の規定により「一時的に使用場所」において、「貯蔵施設」は、「耐火性の容器」のこととなり、貯蔵施設の要件は適用されない。 記載が間違っている。</p>	<p>一部表記を修正（指摘のような誤解を生まぬよう記載を一部改善）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず、P48の記載は、行為基準の一つである保管の基準について記載した箇所であり、指摘のように一時的な使用の場所に貯蔵施設の基準（施設基準）が適用される旨を記載しているものではない。</li> <li>・ この記載は、保管の基準（行為基準）として、密封されたRIを耐火性の容器に入れて保管する場合は、貯蔵施設において行わなくてはならないこととされており（規則17条1項1号外かっこ）、法10条6項の届出をして使用している場合においては、あくまでも、貯蔵施設で保管するという本号の基準（行為基準）の遵守の確認については、貯蔵施設ではない使用の場所も貯蔵施設として扱うことを定めた規則17条1項1号の内容について述べたものである。ただ、左記のような誤解が生じないよう、上記の趣旨がよりわかりやすくなるよう修正する。</li> </ul> <p>○ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（抄） （保管の基準） 第十七条（略） 一 放射性同位元素の保管は、容器に入れ、かつ、貯蔵室又は貯蔵箱（密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあつては貯蔵施設（法第十条第六項の規定により、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出て、密封された放射性同位元素の使用をしている場合にあつては、当該使用の場所を含む。））において行うこと。</p>
---	-----	-------------	--	---

「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の  
第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等

団体名：日本放射性医薬品協会

番号	章・節	頁・行	意見、修正案	左記意見等に対する原子力規制庁の対処方針等
1	第3章第1節Ⅱ(3)②1)リ	45 ページ 15～16 行 目	「作業室及び管理区域の出入口付近に（中略）放射線測定器が配備されていることを確認する」とありますが、法令上配備が義務付けられているのは汚染検査室のみです。非密封取扱事業所であれば汚染検査室に、密封のみの取扱事業所であれば事業所のいずれかに放射線測定器が配備されていることが確認できればよいのではないのでしょうか。	拝承〔意見を踏まえ、放射線測定器の配備の箇所を「作業室及び管理区域の出入口付近に」と記載している部分は削除〕
2	第3章第1節Ⅱ(3)②1)ヌ	45 ページ 26～27 行 目	「許可を受けた不純物を除去する機能を備えた装置」とあるが、当該装置について法令上許可要件とはなっていないことから、「許可を受けた」という文言は削除すべきではないでしょうか。	<p>拝承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここで「許可を受けた」と記載していたのは、平成16年3月25日の規則改正により、規則第15条第1項10号の2の定める陽電子断層撮影用放射性同位元素の持ち出し基準の適用を受けるためには、変更許可を得る必要があるものとされていること（同日付原子力安全課放射線規制室長事務連絡参照）を意識したものであったが、許可を受けている者であることの確認は、p45ヌの一つ目の●で既に記載しており、ここで強いて重ねて「許可を受けた不純物・・・装置」と記載する必要はなく、また、この記載に対する意見として、左記と類似の意見を他の団体からも受けているため、「許可を受けた」は削除する。</li> </ul>



「許可届出使用者等に対する立入検査ガイド【公開の意見聴取（第4回）用事前公表資料】」の

第3章第2節運搬の基準等を遵守する義務以外に関する意見等

【以下の団体等は意見なし】

●大学等放射線施設協議会

●公益社団法人日本医師会

●四病院団体協議会

●放射線照射工業連絡協議会

●国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

●国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構